

○愛西市営駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則

平成23年7月25日

規則第25号

改正 平成28年3月31日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、愛西市営駐車場の設置及び管理に関する条例(平成23年愛西市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の方法)

第2条 条例第4条で定める利用の方法は、駐車箇所を指定して月単位の駐車(以下「月極利用」という。)とする。

2 愛西市営駐車場(以下「駐車場」という。)を月極利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、愛西市営駐車場利用申請書(様式第1号)を市長に提出し、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、駐車場に空きが出た場合は、希望者を公募するものとする。

4 市長は、広く市民に駐車場を利用する機会を与えるため、5年を目途に公募するものとする。

(利用の許可)

第3条 市長は、条例第5条の規定により利用の許可をする場合は、愛西市営駐車場利用許可書(様式第2号)を申請者に交付しなければならない。

(利用内容の変更)

第4条 前条の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、許可された内容について変更が生じた場合は、愛西市営駐車場利用変更申請書(様式第3号。以下「変更申請書」という。)を速やかに市長に提出し、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更申請書の変更内容を速やかに審査し適当と認められるときは、愛西市営駐車場利用変更許可書(様式第4号)を利用者に交付しなければならない。

(利用許可の取消し)

第5条 条例第7条、第9条及び第14条で禁止した行為及び虚偽の申請をした者について、市長は、この利用許可を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により利用の許可を取り消した場合は、愛西市営駐車場利用取消通知書(様式第5号。以下「取消通知書」という。)により利用者に通知しなければならない。

3 取消通知書で通知を受けた者は、速やかに駐車場を返還しなければならない。

(駐車区画の指定)

第6条 駐車場の利用者は、指定された区画を利用しなければならない。

(利用の終了)

第7条 条例第6条の規定により駐車場の利用を終了しようとする者は、不慮の場合を除き、利用終了の2月前までに愛西市営駐車場利用終了届(様式第6号。以下「利用終了届」という。)を市長に提出しなければならない。

(利用の終了の受理等)

第8条 市長は、前条の規定により利用を終了する場合は、利用終了届を受理し、愛西市営駐車場駐車料金確定通知書(様式第7号。以下「料金確定通知書」という。)を利用を終了しようとする者に交付しなければならない。

2 前項で利用の終了の受理を受けた者の駐車料金は、料金確定通知書に定める利用の終了の受理を受けた日の翌2月分又は利用の終了月分までとする。

3 市長は、条例第16条の規定により利用の休止をする場合は、愛西市営駐車場利用休止通知書(様式第8号)を利用者に通知しなければならない。

(料金の還付)

第9条 条例第13条に規定する駐車料金の還付額は、条例第11条による当該納入額と前条の料金確定額の差額とする。

2 条例第16条に規定する利用の休止の場合の駐車料金の還付額は、日割りで算出する。

3 利用者は、前2項の規定により駐車料金の還付を請求する場合は、市長に愛西市駐車料金還付請求書(様式第9号)を提出するものとする。

4 市長は、前項の規定により還付の請求を受けた場合は、速やかに料金を還付しなければならない。

(庶務)

第10条 駐車場の取扱い窓口は、総務部財政課で行うものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第11号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

愛西市営駐車場利用申請書

平成 年 月 日

（あて先）愛西市長

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

愛西市営駐車場を利用したいので、下記のとおり申請します。

記

利 用 駐 車 場 名	駐 車 場
乗 用 ・ 貨 物 用 の 別	乗 用 ・ 貨 物 用
登 録 番 号 又 は 車 両 番 号	
自 動 車 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称	
自 動 車 の 使 用 者 の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称	
利 用 開 始 年 月 日	平 成 年 月 日

注1：乗用・貨物用の別欄は、該当するものを○で囲んでください。

注2：申請者は、利用者が申請すること。

注3：自動車検査証の写しを添付すること。

様式第2号（第3条関係）

愛西市営駐車場利用許可書

第 号
年 月 日

様

愛西市長

年 月 日付で申請のありました愛西市営駐車場の利用について、下記のとおり許可します。

記

利用駐車場名及び区画番号	
乗用・貨物用の別	乗用・貨物用
登録番号又は車両番号	
自動車の所有者の住所及び氏名又は名称	
自動車の使用者の住所及び氏名又は名称	
利用開始年月日	年 月 日

注1：許可を受けても条例に違反した場合は、許可を取り消す場合もあります。

注2：利用を終了する場合は、駐車料金は利用終了の受理日の翌2月分又は利用終了月分まで徴収します。

注3：駐車料金を改定する場合は、改定日より6月以上前に告知します。

様式第3号（第4条関係）

愛西市営駐車場利用変更申請書

年 月 日

（あて先）愛西市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊟

年 月 日付けで利用許可を受けた愛西市営駐車場の利用内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

変 更 事 項	
変 更 理 由	

注1：自動車及び登録番号又は車両番号を変更する場合は、自動車検査証の写しを添付すること。

注2：申請者は、利用者が申請すること。

様式第4号（第4条関係）

愛西市営駐車場利用変更許可書

第 号
年 月 日

様

愛西市長

年 月 日付けで変更申請のありました愛西市営駐車場の利用について、下記のとおり許可します。

記

変 更 事 項	
変更許可に付す条件	

様式第5号（第5条関係）

愛西市営駐車場利用取消通知書

第 号
年 月 日

様

愛西市長

愛西市営駐車場の許可の取り消しを決定したので、下記のとおり通知します。

記

利用駐車場名及び区画番号	
乗用・貨物用の別	乗用・貨物用
登録番号又は車両番号	
自動車の所有者の住所及び氏名又は名称	
自動車の使用者の住所及び氏名又は名称	
退去する期限	年 月 日
取消した理由	

注：条例第13条の規定に基づき、駐車料金は還付しませんのでご了承ください。

様式第6号（第7条関係）

愛西市営駐車場利用終了届

年 月 日

（あて先）愛西市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊞

愛西市営駐車場の利用を終了したいので、下記のとおり届け出ます。

記

利用駐車場名及び区画番号	
乗用・貨物用の別	乗用・貨物用
登録番号又は車両番号	
自動車の所有者の住所及び氏名又は名称	
自動車の使用者の住所及び氏名又は名称	
利用終了年月日	年 月 日

注1：乗用・貨物用の別欄は、該当するものを○で囲んでください。

注2：利用終了届は、不慮の場合を除き、終了する予定日の2月前までに提出してください。

様式第7号（第8条関係）

愛西市営駐車場駐車料金確定通知書

第 号
年 月 日

様

愛西市長

年 月 日付け愛西市営駐車場利用終了届の受理に伴い駐車料金が確定した
ので、下記のとおり通知します。

記

利用駐車場名及び区画番号	
乗用・貨物用の別	乗用・貨物用
登録番号又は車両番号	
自動車の所有者の住所及び氏名又は名称	
自動車の使用者の住所及び氏名又は名称	
利用終了受理日	年 月 日
利用終了年月日	年 月 日
料金納入済額(A)	年 月から 年 月まで 円× 月分= 円
利用の終了届受理に よる料金確定額(B)	円

注：駐車料金は、利用終了受理日から翌2月分又は終了月分まで徴収します。

様式第 8 号 (第 8 条関係)

愛西市営駐車場利用休止通知書

第 号
年 月 日

様

愛西市長

愛西市営駐車場の設置及び管理に関する条例第 16 条の規定に基づき、下記の理由により駐車場の利用を休止しますので通知します。

記

休止対象駐車場名及び区画番号	
休 止 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
休 止 の 理 由	

注：利用の休止期間は、休止の理由如何で変更されることもありますので、あらかじめご了承ください。

様式第9号（第9条関係）

愛西市営駐車場料金還付請求書

年 月 日

（あて先）愛西市長

請求者 住 所
氏 名
電話番号

㊟

愛西市営駐車場の設置及び管理に関する条例第13条の規定に基づき、下記のとおり駐車料金の還付を請求します。

記

利用駐車場名及び区画番号	
料金納入済額（A）	年 月から 年 月まで 円× 月分＝ 円
料金確定額（B）	円
還付請求額（A）－（B）	円
還付の方法	口座振込・現金
金融機関名及び支店名	
預金種別等	普通・当座 口座番号
口座名義	

注1：駐車料金確定通知書の写しを添付してください。

注2：駐車料金領収書の写しを添付してください。

注3：条例第16条による利用の休止があった場合は、休止期間の確定後に請求してください。